

学校法人北里研究所と大船渡市との災害時の連携協力に関する覚書

学校法人北里研究所（以下「研究所」という。）と大船渡市は、学校法人北里研究所と大船渡市との連携協力に関する協定書（平成 20 年 6 月 17 日締結）第 2 条第 6 号に基づき、東日本大震災の経験を教訓として、以下のとおり災害時の連携協力覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害が大船渡市の区域内で発生した場合、研究所の施設及び用地を地域の利用に供し、もって大船渡市民の安全確保を図ることを目的とする。

（連携協力内容）

第 2 条 災害が発生した場合、研究所及び大船渡市は相互に連携し、北里大学三陸キャンパスを次のとおり利用するものとする。

（1）市民の一時的な避難場所

三陸臨海教育研究センターの宿泊施設を含む各施設及び用地を市民の一時的な避難場所として利用する。

（2）物資等の集積場所

各施設及び用地を物資集積等場所として利用する。

（3）外部との連絡拠点

設置された衛星電話回線により政府機関、地方公共団体等への連絡拠点として利用する。

（有効期間）

第 3 条 本覚書の有効期間は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 6 か月前までに、双方のいずれからも本覚書の終了又は見直しの申出がないときは、本覚書は、さらに 5 年間更新されるものとし、以後も同様の取り扱いとする。

（協議）

第 4 条 本覚書の運用に関し定めのない事項または疑義が生じたときは、双方誠意をもって対応し、必要に応じて協議する。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、大船渡市及び研究所はそれぞれ 1 通を所持する。

平成 27 年 10 月 1 日

学校法人北里研究所

代表者 理事長 藤 井 清 孝

大船渡市

代表者 大船渡市長 戸 田 公 明